

子ども医療費助成の拡充を求める意見書

令和5年度から東京都が実施している高校生等医療費助成事業により、都内全ての自治体において医療費無償化が18歳まで広げられ、子育て世帯にとっては経済的な負担が軽減される重要な取組であり、東京都の英断を評価するものである。

しかしながら、東京都の制度は、所得制限と窓口での自己負担を設けた上で、制度開始から3年間は東京都が全額を負担するが、それ以降は市区町村が半額を負担する制度であるため、4年目の令和8年度からは各自治体にとって重い負担が生じる仕組みとなっている。

この仕組みについて、23区でつくる特別区長会は昨年6月、当時の会長である山崎孝明江東区長が「東京都が提案した事業なので、東京都が財源を全て負担すべきだ」と述べ、現在、東京都と協議を続けている一方、東京都市長会においても同年7月、子育て支援を継続的に実施していくために、「高校生等医療費助成事業における財源負担の見直し」の要望書を東京都知事に提出しているところである。

あきる野市においては、東京都の当該事業に市が自主財源を上乗せし、「所得制限なし、自己負担なし」で実施しているところだが、令和8年度以降は他の自治体と同様以上に、非常に重い負担となることから、あきる野市議会としても、子育て支援を継続的に実施していくために、高校生等医療費助成事業については事業を提案した東京都が責任を持って恒久的に全額を負担するべきと考える。

よって、東京都においては、高校生等医療費助成事業等について、下記のとおり恒久的な財政支援を図ることを強く求める。

記

- 1 高校生等医療費助成事業の財源は、東京都において責任を持って恒久的に全額を負担すること。
- 2 高校生等医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業を含む。）における所得制限や一部自己負担についても東京都において恒久的な財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月22日

東京都あきる野市議会
議長 村野 栄 一

提出先 東京都知事